

八 補 遺 (袋入四冊)

一九五二号



## 解題

本号は表紙に「袋入四冊補遺」と記されている。内容は、一六五七年（明暦三）九月十一日付の法令二冊（「本琉球置目条書写」・「置目御条書写」と、『球陽』『中山世譜』から琉球と中国・日本との関係について抜粋した「甲第十二号」と「教条」、以上四冊である。「本琉球置目条書写」と「置目御条書写」は、全五十四条からなる同じ法令（「掟」）である。字句に若干の異同があるが、前者を採用し、違いがある場合は右傍の（〜）の中にそれを示しておいた。

この法令は「薩藩旧記雑録追録一」に収められている。一九七一年三月に「鹿児島県史料 旧記雑録追録一」として発行されていて、一六五〇年代の琉球支配の実態を垣間見ることのできる貴重な史料である。

この「掟」のなかには南蛮船や唐船が来着したさいの対策等に関する規定もあるが、薩摩藩の役人及び船頭・水手らの商活動に関する禁止規定が数か条含まれている。例えば十九条は、在番奉行以下の役人が、下人を通じて琉球の人々と交易することを禁止したものであり、二十一条では、首里王府の米を売って私腹を肥やすことを禁止している。また二十三条では、薩摩藩の役人や船頭・水手らが、権力を笠に着て押し売りしたり、琉球の人々の品物を買叩くことを禁止している。

また、琉球に武器を持ち込んではならないという条文（四十四条）のほか、船頭・水手は琉球の女性と結婚してはならないという条文（三十一条）や、琉球と鹿児島との間を往来する船に女性を乗船させてはならない（四十四条）などという条文もある。

また、「甲第十二号」は、『球陽』と『中山世譜』のなかから「国初」のほか、「本國中朝江御取合之初」「三十六姓拝領之始」「進貢接貢船艘」「貢期之定」「本国官生并勤学人之始」「大和御取合之始」の六項目に関する記

事を抜粹したものである。隋から元までの中国と琉球との関わりと、明代初期の朝貢貿易の開始の部分抜粹するとともに、その後の琉球と中国との関係及び朝貢貿易の展開について、その重要事項が抜粹されている。首里王府にとって、船数と貢期が最大の関心事であったことはいうまでもない。

中国に関する項目では、一六七八年(尚貞一〇)の記事や、「勤学人之始」の項目のように一七三一年(尚敬一九)の記事も採られているが、日本との関係(「大和御取合之初」)については一六一三年(尚寧二五)の記事で終わっている。このことは、日本との関係を軽視していたからではなく、幕府や薩摩藩の政策が変わるごとに確認してきたので、とりたてて記す必要もなかったということなのかもしれない。

右の「甲第十二号」は、『球陽』と『中山世譜』の記事(原漢文)から抜粹し、「国初」は原文の通り引用し、それ以外は読み下している。それなりに興味深いものがあるが、表記上の誤記が少なくない。例えば、「本

國中朝江御取合之初」の「天孫氏」のなかに「虬之水中二浮か如きを以て流虬と名く」というくだりがあるが、球陽研究会編『球陽』の読み下しでは、「虬の水中に浮かぶが若し。名づけて流虬と曰ふ」と読み下している。両者を照合すると、読み方も少し異なるが、「流虬」が「流虬」と記されていることに気が付く。

また、「進貢接貢船艘」のなかの「察度王」の条に「明之洪武十八年乙丑太祖皇帝海船一艘ツ、琉球三山王ニ給ふ」とある。これは、『球陽』の原文の見出しに「太祖賜海船一于三山王」とあるのを速断して、内容を確かめずに読み下したために間違ってしまったものである。『球陽』読み下しには、「太祖、王に海舟一隻を賜ふ。而して山南王・山北王各使を遣はして入貢せしむ。太祖、山南王に海船一隻を賜ひ、又山南・山北二王に馳紐鍍金銀各一を補給す」と記されている。

『球陽』も、誤記や脱字が目立つ。利用のさいは、『球陽』読み下しを参照しなくてはならないであろう。

(仲地哲夫)